

東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定について

1 対象施設

名 称：東京都台東区立東上野乳児保育園

所 在 地：台東区東上野四丁目 2 2 番 3 号

施設概要：床面積 678.08㎡

鉄筋コンクリート造 8階建ての1階及び2階の一部

定員60名（0～2歳児）

事業内容：保育を必要とする0歳～2歳児の保育を行う。

2 現指定管理者

名 称：社会福祉法人 康保会

所在地：台東区日本堤二丁目 7 番 1 号

代表者：理事長 遠藤 正明

3 次期指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

4 次期指定管理者の選定

(1) 選定方法

台東区指定管理者制度運用指針3(3)に規定する継続の場合の特例により、現指定管理者を公募によらず選定する。

(2) 公募によらない選定とした理由

- ① 保護者が安心して子育てができるよう、子育てや就労等個々の事情に配慮した支援を行うとともに、積極的な情報提供により保護者との信頼関係を築くなど、保育の充実と質の向上が図られている。
- ② 安全安心な保育環境の提供のため、園全体で安全管理に関する業務を一元管理しており、情報の収集やマニュアルの改訂、施設の安全点検など体系的な取り組みが実践されている。
- ③ 平成30年度に受審した第三者評価では、認可保育所としての適正な運営が確認でき、また、別途実施した保護者へのアンケート調査においても、運営全般に対し非常に高い支持が得られており、良好な園運営が実施されている。

(3) 選定手続き

指定管理者再選定審査会を設置し、事業計画に基づき、管理水準やサービス向上への取組みなど、指定管理者としての適性を判定する。

① 審査会の構成

外部の有識者と区職員を委員とする4名体制とする。

- ・施設の設置目的に応じた専門的な見識を有する者 1名
- ・経営に関する専門的な見識を有する者 1名
- ・施設利用者・地域住民の代表者等 1名
- ・区職員 1名

② 審査基準(案)

東京都台東区立保育所条例に定める基準のほか、次に掲げる項目を中心に審査を行う。

- ・団体の実績・安定性
- ・区の求める管理水準の確保
- ・サービス向上への取組み
- ・運営効率化への取組み
- ・危機管理・安全確保の取組み
- ・職員育成の取組み
- ・その他施設固有の性質等による項目

5 今後のスケジュール

令和元年 9月	第1回審査会【施設の視察及び審査基準の決定】
10月	第2回審査会【書類審査】
第4回定例会	指定管理者指定議案提出
令和2年 4月	指定管理者との協定締結 指定管理業務開始

台東区指定管理者制度運用指針（抜粋）

平成20年11月26日策定
 平成22年 5月11日改定
 平成29年 2月 6日改定
 平成29年 8月30日改定

1. 運用指針の位置付け

台東区の公の施設において、指定管理者制度を適切に運用し、安定的な管理運営や、より一層のサービス向上に資するため、この指針を策定する。

2. 適用方針

（1）適用施設

民間その他の団体のノウハウを活用することにより、サービス内容の向上や管理運営の効率化などが見込まれる施設については、適用対象とする。

ただし、適用にあたっては、公の施設としての管理水準を良好に保つことを前提とする。

（2）適用対象外とする施設

（1）の要件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する施設については、適用対象外とする。

- ① 法令等により、区が管理主体となることが定められている場合
- ② 区が管理運営を行うべきであると、区長又は教育委員会（以下「区長等」という。）が判断した場合

3. 指定管理者の選定方法

（1）公募の原則

指定管理者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

（2）公募によらない選定

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定を行うことができる。

- ① 施設や収蔵品の寄贈にあたっての経緯などから判断して、その事業者が施設の管理運営を行わせることが最適と認められる場合
- ② 施設の管理運営にあたり、利用者との信頼関係の継続や安定的かつ継続的な事業運営、ノウハウの蓄積を特に必要とする場合
- ③ 区と密接な連携を図りながら区の政策を推進するため、行政支援及び補完機能を有する区の出資団体による管理運営が適切である場合
- ④ 複合施設となる建物において、上記いずれかの理由により非公募となる施設を有し、当該施設との一体的な管理運営が必要な場合
- ⑤ その他やむを得ない事情により、公募する暇がない場合

(3) 継続の場合の特例

(1)の規定に基づく施設において、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であって、現指定管理者から提出させた事業計画書その他の書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が施設の設置目的を最も効果的に達成することができるかと区長等が判断した場合は、現指定管理者を公募によらないで再選定することができる。

なお、この場合の再選定は、各施設について1回に限り行うことができるものとする。

(4) 複合施設等の一括指定

同一の建物・敷地内に複数の施設が存在する場合（複合施設）や、区内に複数の類似施設が存在する場合については、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、これらの施設について同一の指定管理者を選定することができる。

4. 公募条件の設定

(1) 団体の種別等

法令等に定めがある場合や、施設の設置目的からみて法人の種別等を限定することが望ましい場合は、これらの条件を付したうえで公募することができる。

また、複数の団体で構成する共同事業体による応募も可能とし、この場合は必ず代表団体を定める。

(2) 応募団体の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないものとする。

なお、募集要項で、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- ② 台東区から指名停止措置を受けているもの
- ③ 会社更生法及び民事再生法等に基づき、更生又は再生手続きをしているもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- ⑤ 過去3年間の法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を完納していないもの

(3) 兼業禁止規定の準用

指定管理者制度の運用にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市町村長の兼業禁止）及び第180条の5（委員の兼業禁止）の請負禁止に係る各規定の趣旨を踏まえ、これらの規定を準用する。

（以下、省略）